

ヘルメット着用重要性理解促進集中広報業務委託
プロポーザル募集要項

1 目的

ヘルメット着用重要性理解促進集中広報業務委託に係るプロポーザルの参加について、必要な事項を定める。

2 プロポーザルに付する事項

- (1) 委託業務名
ヘルメット着用重要性理解促進集中広報業務委託
- (2) 委託業務の内容
別添「ヘルメット着用重要性理解促進集中広報業務委託仕様書(公募用)」のとおり。

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募書類の提出期限までに、千葉県物品等入札参加業者適格者名簿(委託)に登載されている者であること。
- (3) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 本プロポーザルを審査する委員会の委員でないこと。また、当該委員が自ら主宰し、役員、顧問もしくは構成員として関係する法人及びその他の組織に所属する者ではないこと。

4 応募に関する事項

- (1) 質問の受付及び回答
 - ア 受付方法 本件に関する質問は、すべて質問書（様式第7号）により行うものとし、「10 問い合わせ先」にメールにて提出すること。ただし、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。
 - イ 提出期限 令和8年5月22日（金）午後5時〔必着〕メール送信後、「10 問い合わせ先」に受信確認の電話をすること。
 - ウ 回答 令和8年5月27日（水）までに、受け付けたすべての質問について、ホームページに掲載する。
- (2) 応募方法
 - ア 参加意向の申し出 令和8年5月29日（金）午後5時までに、「10 問い合わせ先」のメールアドレスに参加意向がある旨を申し出ること。なお、メールの件名を「ヘルメット着用重要性理解促進集中広報業務委託 参加希望」として、送信後には問い合わせ先へ電話の連絡を併せて行うこと。
 - イ 書類の提出期限 令和8年6月10日（水）午後5時〔必着〕
 - ウ 提出方法 提出書類を、「10 問合せ先」にメールにて提出すること。なお、メール送信後、「10 問合せ先」へ電話で受信確認を必ず行うこと。
 - エ 提出書類
 - ・企画提案書（様式第1号）
 - ・企画提案概要説明書（様式第2号）
 - ・業務実施スケジュール（様式第3号）
 - ・業務実施体制（様式第4号）
 - ・経費見積書（様式第5号）
 - ・会社（団体）概要（様式第6号）
 - ・その他必要な書類(任意様式)
 - オ その他
 - ・参加者1につき1提案とする。
 - ・提出後の差し替えは、受け付けない。

5 応募書類に関する注意事項

- (1) 企画提案書(様式第1号)

宛名「千葉県知事 熊谷 俊人」、タイトル「ヘルメット着用重要性理解促進集中広報業務委託 企画提案書」、提出年月日を記載すること。
- (2) 企画提案概要説明書(様式第2号)

別紙を含めて20ページ以内とすること。本業務について工夫した点、アピールしたい点等、その内容について各項目に記載すること。なお、必要に応じて、別紙を添付してもよい。

 - ア インフルエンサーを活用した情報発信の企画提案
 - イ ランディングページ作成の企画提案
 - ウ バナー画像型WEB広告の企画提案
 - エ 動画型WEB広告の企画提案

- オ その他独自の企画提案
- (3) 業務実施スケジュール及び業務実施体制(様式第3号及び第4号)
業務実施スケジュールについては、7月上旬に契約締結した場合のスケジュールを記入すること。業務実施体制については可能な限り、詳しく記入すること。
- (4) 経費見積書(様式第5号)
仕様書の業務内容及び本企画提案の内容を実施するために必要なすべての費用を算定すること。見積書の項目(内訳)は、できるだけ詳細に分類して記載すること。
- (5) 会社(団体)概要(様式第6号)
契約受注実績は千葉県に限らない。なお、千葉県の受注実績を記載する場合は発注部署名も記載すること。
- (6) その他の資料(任意様式)
提案者は過量にならない範囲で提案のための任意資料を提出することができる。

6 審査・選考方法

- (1) 審査方法
提出された企画提案書一式は、評価基準に基づき、選考審査委員会においてプレゼンテーション・ヒアリングを経て審査を行い、最も優れた提案企業(団体)を委託先候補とする。なお、応募多数の場合、選考審査委員会の前に事務局による事前審査を行う場合がある。
- (2) 事前審査
応募資格を有する応募者が6者以上の場合は、事務局(千葉県環境生活部くらし安全推進課)が書面による事前審査を実施する。事前審査では、事務局が企画提案書等を採点し、審査委員会に参加する5者を選考する。事前審査の結果は令和8年6月12日(金)を目途に応募者全員にメールで通知する。なお、本審査を通過しない者は(3)選考審査委員会に参加することができない。
- (3) 選考審査委員会
実施時間等の詳細は、6月12日(金)までに別途通知する。なお、書面審査を行った場合はその通過者にのみ詳細を通知する。
 - ア 日 時 令和8年6月第3週
 - イ 場 所 千葉県庁 本庁舎3階 環境生活部会議室(予定)
- (4) 評価項目及び評価基準
別紙「ヘルメット着用重要性理解促進集中広報業務委託プロポーザル評価項目及び評価基準」のとおり
- (5) 審査結果の通知
審査結果は、提案者全員にメールで通知する。

7 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 応募資格の無い者が提案したとき。
- イ 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- ウ 本要項に適合しない書類を作成し、提出したとき。
- エ 虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- オ 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- カ 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- キ 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- ク 提案に関連して、談合等の不正行為があったとき。
- ケ 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱、または認識しがたい見積または金額を訂正した見積をしたとき。
- コ 第三者の有する著作権、意匠権その他知的財産権を侵害し、又は侵害するおそれがあると認められるとき。
- サ 上に掲げるもののほか、提出書類の記載不備等により県が無効であると判断したとき。

8 委託契約

選定委員会において選定された参加者と事業実施に係る委託契約を締結する。

- (1) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日(水)まで
- (2) 契約に当たっての主な留意事項
 - ア 契約に当たり、協議のうえ企画案の一部を変更する場合がある。
 - イ 契約に当たっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めること。
なお、契約保証金は免除する場合がある。
 - ウ 業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部の再委託については、高い事業効果が見込めると県が判断した場合は認めるものとする。
- (3) 委託料
 - ア 委託料は、9,667,000円を上限とする。なお、この額には消費税及び地方消費税を含む。
 - イ 委託料には、事業終了後の実施状況報告書、完了報告書等の作成経費を含む。
 - ウ 委託料の支払いは、すべての業務の履行後とする。

9 注意事項

- (1) 企画提案に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は、本プロポーザルの選考の目的のみに使用し、提案者に無断で使用しない。ただし、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示される場合がある。
- (4) 提出された書類等は必要に応じて複写する。
- (5) 本業務に係る映像撮影及び図版等の使用に当たっては、その使用权、肖像権その他一切の権利関係について当該権利が帰属する者の許諾を得ること。
- (6) 本契約により制作された制作物の著作権は、千葉県に帰属し、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (7) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

10 問合せ先

千葉県環境生活部 暮らし安全推進課 交通安全対策室
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
電話 043-223-2263
FAX 043-221-2969
メール ka-taisaku@mz.pref.chiba.lg.jp

※ 千葉県のメールソフトの受信容量が7.2MBのため、容量を超えるファイルを提出する場合は、大容量のデータ送信が可能なファイル転送システムを使用すること。

ヘルメット着用重要性理解促進集中広報業務委託 プロポーザル評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点
1	業務遂行能力	委託業務を円滑に実施するための経験と体制を有しており、業務スケジュールが明確で実現可能であるか	20
2	経費の妥当性	見積書に所要経費・算定根拠が明確に示されており、合理的な内容であるか。	20
3 企 画 提 案	(1) 全体	自転車乗車用ヘルメットの着用率向上という、本事業の趣旨を十分に理解した上で提案されているか。	30
	(2) インフルエンサー広報	次の視点から総合的に評価する。 ①県民が注目する内容か ②適切なインフルエンサーを手配できるか ③適時インフルエンサーと連携ができる体制を整えているか	40
	(3) ランディングページ	次の視点から総合的に評価する。 ①県民が注目する内容か ②ヘルメットを着用することの重要性がわかりやすいか ③構成は適切か	40
	(4) WEB広告	次の視点から総合的に評価する。 ①ランディングページへ誘導を喚起する内容か ②ヘルメットを着用することの重要性がわかりやすいか ③構成は適切か	40
	(5) 独自提案	仕様書により示す業務内容の他、団体の持つ技術・ノウハウを生かした独自のサービスや対応に係る提案があるか。また、その内容が趣旨に沿う有意義なものか。	10
合 計			200